

# 日本語学級を増やし 子どもたちが成長 できる環境整備を



日本共産党東京都議会議員団

**せいの 恵子** (北区選出)

○せいの委員 日本共産党のせいの恵子です。よろしくお願ひいたします。

資料の提出、ありがとうございます。

私からは、日本語学級についてお聞きします。

**都内で日本語指導が  
必要な子どもは6935人**

日本で働く外国人の増加に伴い、住民基本台帳に基づく学齢相当の外国籍の子どもが増えていきます。

文部科学省が行った令和六年度における学齢相当の外国人の子供の就学状況によると、住民基本台帳の人数で、学齢相当の外国人の子供の人数は十六万三千三百五十八人、前回調査より一万二千六百六十三人増加しました。そのうち、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校に在籍している可能性はあるとしつつも、不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数は一万三千八百八十三人だということです。

東京都は、全国で一番外国人が多く、令和七年七月一日現在で七十五万六千四百二十一人が暮らしています。外国人の増加とともに、外国につながる子供の教育は、今後一層必要性を増すことが考えられます。そして、行政の役割もさらに重要になってまいります。

そこで、お聞きします。

日本語指導が必要な子供は、東京に何人いますか、日本国籍と外国籍それぞれ教えてください。

○坂本グローバル人材育成部長 令和六年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調

査によれば、令和六年五月一日時点で、都内公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、日本国籍八百九十九人、外国籍六千三百三十六人でございます。

○せいの委員 今のお答えでは、日本国籍と外国籍を合わせて六千九百三十五人の児童生徒が日本語指導を必要としているということが分かりました。

ホームページで公表されている日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を見ますと、小学校では四千二百六人、中学校では千七百五十四人となります。実際には、日本語指導が必要にもかかわらず、学校に認識してもらえずに調査から漏れてしまっている子供たちもいると指摘されています。

**都のガイドラインでも  
背景の把握や多様性の尊重を強調**

令和六年に日本語指導推進ガイドラインが作成されました。都教育委員会としても、日本語指導が必要な児童生徒数が増加していることからガイドラインを策定されたと考えますが、日本語指導推進ガイドラインを策定した理由をご説明ください。

○坂本グローバル人材育成部長 都教育委員会は、多文化共生社会を見据え、都内の外国人児童生徒等の教育の基本的な方針を示すため、日本語指導推進ガイドラインを作成いたしました。

○せいの委員 東京が全国で最も多くの外国につながる子供たちが集まっているという状況の中で、必要な取組だと思っています。

このガイドラインでは、外国人児童生徒の背景や

実情の把握、多様性の尊重が強調されています。保護者の都合で、本人の意に沿わずに来日するケースや、国際情勢の影響で日本での滞在を余儀なくされているケースなども紹介されています。

日本語を母語としない子供たちの教育を考える上でも、こども基本条例は、なくてはならない視点を示していると思います。

このこども基本条例の第八条、ここには、都は、子供の学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子供の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子供に寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする、こうあります。

### 日本語学級を設置している自治体は 小学校24%、中学校19%にすぎない

翻って、日本語学級の現状についてお聞きします。日本語学級は小中学校に設置され、日本語指導が必要な子供たちが、週に教時間通級して指導を受ける学校です。都内の日本語学級が設置されている区市町村数、学校数、学級数を教えてください。また、日本語学級がない区市町村は幾つありますか。全ての小学校と中学校ごとにお答えください。

○坂本グローバル人材育成部長 令和六年度公立学校統計調査報告書によれば、五月一日時点で日本語学級が設置されている区市町村数、学校数、学級数は、小学校等が十五自治体二十八校五十九学級、中学校が十二自治体十八校三十一学級でございます。

また、日本語学級を設置していない区市町村は、小学校等については四十七自治体、中学校については五十自治体でございます。

○せいの委員 計算しますと、日本語学級を設置している自治体は、小学校で二四%、中学校で一九%にすぎないということになります。

日本語学級に通っている児童生徒数を教えてください。小学校と中学校に分けて、日本国籍と外国籍、それぞれについてお答えをいただきたいと思えます。

○坂本グローバル人材育成部長 令和六年度公立学校統計調査報告書によれば、令和六年五月一日時点で、日本語学級の児童生徒数は、公立の小学校等で八百七十二人、中学校で四百九十六人でございます。

日本語学級の児童生徒の国籍につきましては、把握してございません。

○せいの委員 先ほど申し上げたとおり、日本語指導が必要な子供は、小学校で四千二百六人、中学校で千七百五十四人ですから、このうち、日本語学級に通えているのは二割から三割にすぎないということになります。

平成二十七年からの十年で見ると、小学校は九校、中学校は五校しか伸びていません。日本語学級以外の方法で初期指導などをやっている自治体もありますが、教育が必要とされている子供たちに十分に行き届いていないというのが現状ではないでしょうか。

こども基本条例に照らせば、日本語学級の数はあまりにも少ないといわざるを得ないと思えますが、

いかがでしょうか。

○坂本グローバル人材育成部長 日本語学級の設置につきましては、区市町村教育委員会が判断を行っております。

### どんな背景を持っている子どもでも 輝き成長できる環境整備が必要

○せいの委員 私、先日、北区の日本語学級を視察してまいりました。お話を聞いてきましたけれども、そのときの先生のお話の中で、心に残っているお話があります。

今、日本にいる子供みんなに居場所があり、社会の一員になれるスタートに立たせてあげたい、日本語学級がどの学校にもあつてほしい、こういうお話でした。

どんな背景を持っている子供でも、一人一人の個性を大切に、輝き成長できる、そういった環境を整えることが私は必要だと思います。視察では、日本語学級の充実が必要だが、充実すればするほど日本語教育を必要とする子供たちとそのご家族も集まってくるのが悩ましいという切実な訴えもお聞きしました。

子供のことを考えるなら、やれるだけやってあげたい。けれども、現状では限界があるということだと思います。誰一人取り残さない教育というのであれば、日本語学級の数を底上げしていく、特に一刻も早く空白の自治体をなくすことが求められると思います。都の見解を伺います。

○坂本グローバル人材育成部長 日本語学級の設

置につきまして、区市町村教育委員会が判断を行っております。

○**せいの委員** 先ほどから、日本語学級の設置は区市町村教育委員会が判断しているというお答えが繰り返されておりますが、都として、都内の外国人児童生徒の教育の基本的な方針を示すために、日本語指導推進ガイドラインを作成しましたと。基本的な方針を定めたから、あとは区市町村の判断だから日本語教育が必要な児童生徒がこれだけ増えています、日本語学級が少なくても、都としては知らないですよといったように聞こえます。それでは、あまりにも無責任ではないでしょうか。

### 日本語学級の設置目標を策定し すべての区市町村に設置できるよう協議を

では、都教育委員会として、区市町村にどのような案内をしているのか、また、区市町村が設置する場合、どのような手順になるのか教えてください。

○**神永地域教育支援部長** 日本語学級の設置につきましては、区市町村教育委員会の判断において行っております、都教育委員会は、その申請を受け、認証を行っております。こうした認証の仕組みにつきましては、毎年度、区市町村教育委員会に説明を行っております。

○**せいの委員** 日本語学級は東京都独自の制度なので、申請があれば認証するということです。

認証の仕組みを説明しても、認証は行っけど、設置するかどうかは区市町村に任せる、これでは、区市町村側も具体的に動くことが難しいのではない

かと感じます。

日本語学級の設置目標を策定し、日本語指導が必要な子供のいる全ての区市町村に設置できるよう、積極的に区市町村と協議をして、学級を増やしていくことを要望しておきます。

### 保護者の送迎や年度途中の入級など 日本語学級があっても課題は多い

日本語学級の問題は、数が少な過ぎることだけではありません。小学生は親の送迎が必要なので、それがネックで通えない子供もいます。学級数は三月三十一日に認定されるので、九月の一番増えるような時期に、増えた生徒がいた場合に対応ができない。その結果、比較的日本語ができる生徒を卒業させたという声も聞いています。

抱えている課題や習熟度が千差万別なので、本当はマンツーマンが一番効果的だが、子供の数が多いため、一対三などにならざるを得ない、こういう声もお聞きしました。日本語学級があっても、課題があるということだと思います。

各地域の現場の関係者から広く意見を聴取し、情報交換を十分行い、政策に反映させることを要望しますが、いかがでしょうか。

○**坂本グローバル人材育成部長** 都教育委員会は、日本語教育について、区市町村教育委員会と情報交換等を行い、日本語指導推進ガイドラインの作成等様々な取組を進めてまいります。

○**せいの委員** 現場で指導に当たっている先生は、日本語を分かりやすく伝えるために様々な工夫を

されています。そして自ら、自分の担当の教科でない教科を教えるために勉強されたりと、日々頑張っているらしいです。そういう中で、複数の児童生徒を相手に授業を行う、そういうご苦労を先日の視察で感じたところです。

また、現場の関係者というのは、区市町村の教育委員会だけでは限りません。地域では、日本語の学習支援を行っている教室や支援に取り組む団体やNPO、多文化共生に取り組む大学など、様々な方が活動をしています。幅広く意見を聞き、情報交換を行っていただくように要望しておきます。

### 日本語指導教員の加配も 少なすぎる

次に、日本語指導の実際について伺います。

都の制度として、日本語指導教員加配があります。日本語加配をしている学校数と教員数、それぞれ小学校と中学校ごとに教えてください。

○**秋田人事部長** 令和六年度に日本語指導加配を行った学校数及び教員数は、小学校で五十二校五十五人、中学校等で十四校十五人です。

○**せいの委員** 日本語加配は、一校に五人以上日本語指導が必要な児童生徒がいる場合に配置でき、日本語学級に通級していない子供でも日本語指導を受けることが可能になりますが、やはり配置数がありにも少ないといわざるを得ません。

また、日本語指導の経験のない教員が配属され、一人で孤軍奮闘することになり、教員の集団が形成できる日本語学級に比べ、苦労が多いという話も聞

いています。実情をよくつかみ、配置の充実と課題の解決を図っていただきたいと思えます。  
次に、来日三年以内の児童生徒数を小学校と中学校ごとに教えてください。

○坂本グローバル人材育成部長 来日三年以内の児童生徒数については把握してございません。

○せいの委員 都立高校の在京外国人枠を受検できるのは、来日三年以内なんです。三年では短いという声もありますが、少なくとも三年までは、都教育委員会としても日本語が十分身につけられないと考えているということだと思います。施策の充実を目安の一つとして、これ把握していただきたい。このことを要望しておきます。

### 特別の教育課程の実施状況は 小学校1492人、中学校726人だけ

次に、特別の教育課程の実施教を小学校と中学校ごとに教えてください。

○坂本グローバル人材育成部長 令和六年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査によれば、東京都公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の特別の教育課程の実施状況は、小学校等で千四百九十二人、中学校で七百二十六人です。でございます。

○せいの委員 東京都公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の特別の教育課程の実施の状況、私もこれを確認いたしました。日本語指導が必要な児童生徒数は六千九百三十五人、この中で、学校において特別な配慮に基づき指導を受けている

児童生徒数は六千四百二十六人、さらに日本語指導における特別の教育課程による指導を受けている児童生徒数は二千三百一十人と、三分の一となっております。まいります。

日本語指導における特別の教育課程、これは児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的として、児童生徒が学校生活を送る上や、教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を在籍学級の教育課程に位置づけて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態です。

### 子どもたちが学校で何に困っているのか 人数把握にとどまらない実態調査を

東京の日本語教育を考える会が東京都に出した要望書では、日本語指導推進ガイドラインでも、学習言語能力は最低でも五年程度かかるとされていること、また、東京都には短時間の初期指導のみで支援から取り残されている児童生徒が多くいるが、そうした児童生徒が、日本語指導が必要な児童生徒として把握されていないというふうに指摘をされています。

日本語指導の必要な子供たちがどんな指導を受け、学校で何に困っているのか、人数把握にとどまらない実態調査を行い、公表して、施策を充実させていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。  
○坂本グローバル人材育成部長 都教育委員会は、日本語教育について、区市町村教育委員会と情報交換等を行い、様々な取組を進めてございます。

○せいの委員 今年三月末に、日本語指導推進ガイドライン実践編も出されました。実践事例が共有され、日本語指導の推進につながるのには大切です。

しかし、日本語学級の現場では、一見同じように見えても、課題や習熟度が一人一人異なる児童生徒に、先生が本当はマンツーマンの方が一番効果が上がるのになと思いつつも、人数が多くて、一対三などの対応にならざるを得ない、こういう中で指導をされています。

日本語指導が必要な児童生徒一人一人の実態に応じた指導となるためには、人数把握にとどまらない現場の実情を把握する実態調査を行うことが必要ではないでしょうか。

また、日本語学級の定員数を改善すること、原則として全ての自治体に、小中学校に対応する日本語学級を設置すること、学校が必要とする教員の加配を行い、研修も充実させること、日本語の能力に応じた教育課程を必要な学校においても実施することも併せて強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

ご意見・ご要望をお寄せください

2026年3月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都議会内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>